

公立病院経営強化に係る主な地方財政措置

(1) 経営強化プランの策定経費等への措置

令和4年度及び令和5年度における経営強化プランの策定並びにその後の実施状況の点検・評価等に要する経費について、地方交付税措置を講じる。(上限額：策定経費200万円、点検・評価等経費50万円)

(2) 機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る財政措置等

①機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備に係る病院事業債(特別分)

②新たな経営主体の設立等に際しての出資に係る措置

機能分化・連携強化に伴う新たな一部事務組合等の設立又は既存の一部事務組合等への参画に際し、病院の経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために行う一部事務組合等への出資(当該一部事務組合等が構成団体の病院事業会計から継承する不良債務の額を限度とする。)について、病院事業債(一般会計出資債)を措置する。

③施設の除却経費への特別交付税措置

公立病院の機能分化・連携強化に伴い不要となる既存施設の除却等経費について、1/2を特別交付税措置

(3) 医師等を派遣する医療機関・派遣を受け入れる医療機関に係る特別交付税措置

(4) 他用途への転用に際しての普通交付税措置の継続

他用途への転用に際しては、経過年数が10年以上の施設等の財産処分である場合、従来の元利償還金に対する普通交付税措置を継続

(5) 指定管理者導入に際しての退職手当債

指定管理者制度の導入等に際し必要となる退職手当の支給に要する経費について、退職手当債を措置

(6) 病床数に応じた地方交付税算定の特例

許可病床の削減数に応じた5年間の加算措置(削減病床数×345千円を5年間加算)

※併せて、最大使用病床の減少に伴う算定額の減少について、3年間、変動を緩和する算定有り。
(最大使用病床減少数×0.9(1年目)、×0.6(2年目)、×0.3(3年目))

(7) 不採算地区病院・不採算地区中核病院に対する特別交付税措置の要件

不採算地区病院・不採算地区中核病院に対する措置及び上記(1)から(3)の財政措置は、都道府県が地域医療構想等との整合性を確認した経営強化プランに基づく取組であることが要件

令和4年度及び令和5年度においては、令和5年度までに経営強化プランを策定するための作業に着手していることで可